

## 1,1-ジクロロエチレンの基準値緩和に係る概要

### 1. 下水道法施行令の内容

#### (1) 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（政令第9条の4）

特定事業場からの下水の排除の制限について、1,1-ジクロロエチレンに係る水質基準を1mg/Lとする。 [直罰基準]

#### (2) 除害施設の設置等に係る下水の水質の基準（政令第9条の10）

除害施設の設置等必要な措置の義務付けについて条例\*で定めることのできる1,1-ジクロロエチレンに係る水質基準を1mg/Lとする。（政令第9条の4の基準値読み込み）

#### \* 除害施設の設置等に関する条例の基準（川崎市下水道条例第8条の2）

除害施設等の設置に必要な措置の義務付けに関する条例の基準について、1,1-ジクロロエチレンに係る水質基準を1mg/L（入江崎・加瀬・等々力・麻生処理区）とする。（政令第9条の4の基準値読み込み） [除害施設設置基準]

### 2. 本市における下水道への排除基準

従前

1,1-ジクロロエチレン	
入江崎・加瀬・等々力・麻生処理区	
直罰基準	除害施設設置基準
0.2mg/L	0.2mg/L



改正

1,1-ジクロロエチレン（平成23年11月1日施行）	
入江崎・加瀬・等々力・麻生処理区	
直罰基準	除害施設設置基準
1mg/L	1mg/L